### 告 示

# 埼玉県告示第千二百七十六号

定による意見の概要につ  $\mathcal{O}$ とおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 いて、 (平成十年法律第九 同条第三項  $\hat{O}$ +規定によ -一号) 第 ŋ 公告し、 八条第一 及び当該意見を次 項及び第二項 の規

平成二十七年十一月 +

日

埼 玉 知 上 田 清 司

#### 意見の 概 要

1 大規模小 売店 舗  $\mathcal{O}$ 名称及び 所在 地

1 エ 口 美 女木

埼 玉 一県 戸 田市美女木千三百二十三-六外

- 口 大規 模 小 売店舗 <u>\frac{1}{2}</u> 一地法第 八条第 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる市 町 村の 意見  $\mathcal{O}$ 概要
- (1)違  $\mathcal{O}$ 法駐 案内看板等を設置するよう 事等が 発 生しないように、 お 願 来店者の見や 11 します。 す 11 場所 に 駐 車場及 び 駐
- 起等、 る環境を創 ます。 店 舗 違法 周 辺 出  $\mathcal{O}$ 駐車車両や放置自転 ロ する 道路 ため、 (歩道含む) 交通整理員の にお 車  $\mathcal{O}$ 防 11 て、 止対策に 配置や警備員等による見回 車両及 0 び 11 歩行者 て、 配慮するよう が安全に通 り、 お 注 行 意 願 で き
- (3) $\mathcal{O}$ 対策を講 違法駐車させ ľ る よう な 11 お願 雰囲 気 11 づ ます。 < ŋ  $\mathcal{O}$ た め、 違法 駐 車 を 禁止 す る表示を す る 等
- (4)掲示等 監視力 防 メ ラ 犯 対  $\mathcal{O}$ 策 設 置や警 に 配 慮するよう 備 員 介による お 願 見 口 11 L ŋ ます。  $\mathcal{O}$ 実施 犯 罪 防 止 啓 1発ポ ス タ  $\mathcal{O}$

## $\equiv$ 縦覧期間

平成二十七 + 月 +日 カゝ 5 平 -成二十 七 年十二月 · 日 ま で

# 三

埼玉県産業労働部商 業 サ ビ ス 産業支援課

埼玉県南部地域振興 セ ン タ